

共 同 研 究 契 約 書

公立大学法人 会津大学（以下「甲」という。）と （以下「乙」  
という。）は、次の条項により共同研究契約を締結する。

第1条 甲および乙は、次の研究を共同して行うものとする。

（1）研究の名称

（2）研究の目的及び内容

（3）研究期間

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 から 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

第2条 共同研究の分担等は、別紙のとおりとする。

第3条 甲は、甲の施設・設備を共同研究の用に供するものとし、当該施設・設備の維持管理に必要となる経常経費等を負担する。

2 乙は、共同研究の遂行のため特に必要となる謝金、旅費、消耗品費、備品費等の経費を負担することとし、甲の発行する請求書により甲の指定する銀行口座に払い込むものとする。

3 甲及び乙は、前二項の規定により負担した経費については、相手方に対し、その返還を求めないものとする。

第4条 共同研究に要する経費により、甲が新たに取得した設備等は、甲の所有に属するものとする。

2 共同研究の遂行上必要な場合は、乙はその所有に係る設備を甲の施設内に搬入することができる。ただし、当該設備等を甲の施設内に搬入することが困難である場合は、研究上必要な限度内で、当該設備が所在する施設において研究を行うことができる。

第5条 甲及び乙は、やむをえない理由により共同研究の継続が困難となったとき又は研究期間の延長を必要とするときは、協議のうえ共同研究を中止し又はその期間を延長することができる。

2 前項の規定により共同研究を中止する場合は、甲又は乙はそれぞれ相手方に生じた損害を賠償する責を負わないものとする。

第6条 共同研究の結果、甲に属する研究員又は乙に属する研究員がそれぞれ独自に行った発明（以下「独自発明」という。）に係る特許を受ける権利及び特許権は、甲又は乙に帰属する。

2 甲及び乙は、甲に属する研究員及び乙に属する研究員が本共同研究の結果共同して行った発明（以下「共同発明」という。）に係る特許を受ける権利及び特許権は、甲及び乙の共有とし、当該発明等に係る出願等の前に、速やかにそれぞれの研究員の貢献度、費用分担等を踏まえ、甲及び乙の持分を定めるものとする。

第7条 甲及び乙は、独自発明について、特許出願を行おうとするときは、当該発明が独自に行われたことについて、予め相手方に文書で通知するものとする。

2 甲及び乙は、共同発明について特許出願を行おうとするときは、甲に属する研究員及び乙に属する研究員の本共同研究に係る貢献度、費用分担等を考慮し、甲及び乙の特許権に係る持分を定めた上で、別途共同出願契約書を締結し、共同出願する。この場合において、出願、審査、設定登録その他の権利化のための手続及び登録後の維持管理、保全のための手続（以下「出願等の手続」という。）に要する経費については、甲乙の持分割合に応じて負担するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、甲又は乙は、共同発明について、相手方が特許出願しない場合又は前項に定める出願等の手続に要する費用を負担しない場合には、それぞれ自己の費用負担により、単独の名義で特許出願をすることができるが、甲又は乙は相手方に対して通常実施権を認めることとする。

この場合において、甲又は乙は、自らの裁量により、当該共同発明に係る出願国の選定及び出願等の手続について、実行又は中止を決定することができるものとする。なお、出願等の手続を行う甲又は乙が必要と認めるときは、相手方は協力するものとする。

4 甲及び乙は、第1項の規定により単独で特許出願する独自発明において、相手方から書面による同意がない限り、特許法（昭和34年法律第121号）の規定により公報に掲載される日（以下「出願公開日」という。）までの間、その内容を第三者に開示してはならない。

5 甲及び乙は、第2項又は第3項の規定により特許出願される共同発明において、甲又

は乙が、出願公開日前にその内容を第三者に開示する必要があると認めるときは、当該第三者から当該発明の内容を出願公開日までの間、その内容を開示しない旨の同意を書面で得なければならない。

第8条 共同発明に係る権利の持分を有する甲及び乙は、当該共同発明を自ら実施し、若しくは自己の業務のために第三者に実施させ、又は第三者に通常実施権（再実施権を許諾する権利を含む。以下同じ。）を許諾し、若しくは自己の持分を譲渡することができる。

2 前項の規定により、甲は、第三者に通常実施権を許諾し、若しくは自己の持分を譲渡する場合においては、別途協議の上定める実施料を、乙に支払うものとする。乙についても同様とする。また、甲又は乙が当該共同発明を自ら実施し、又は自己の業務のために第三者に実施させる場合についても、同様とする。

3 甲又は乙は、前二項の規定により共同発明に係る権利のうち自己の持分を第三者に譲渡する場合には、予め相手方の同意を得なければならない。ただし、この場合において、本契約に定める自己の権利及び義務については、当該第三者に承継されるものとする。

4 甲及び乙は、前条第1項の規定に基づき取得した独自発明に係る特許権につき、相手方又は相手方の指定する者に対し、自己の定める条件により通常実施権を許諾することができる。

第9条 甲又は乙は、本共同研究の結果生じた発明（以下「本発明」という。）の改良に関し発明をなし、これについて特許出願する場合には、事前に相手方の同意を得るものとする。ただし、本発明に係る特許出願が公開された後に行った発明についてはこの限りではない。

第10条 本共同研究の結果として生じた実用新案権及び意匠権並びにこれの権利を受け継ぐ権利については、第6条から前条までの規定を準用する。

第11条 共同研究の過程で作成されたシステム概念図、コンテンツ、プログラム及び関連ドキュメンテーション、実験・評価報告書、論文その他の著作物（以下「新規著作物」という。）に係る著作権は、甲に帰属するものとする。ただし、甲及び乙の協議により、共有とすることができる。

2 乙は、共同研究の目的に必要と認められる範囲に限り、前項の規定により甲が権利を専有する新規著作物を無償で利用することができる。なお、甲及び乙が権利を共有す

る新規著作物については、第8条第1項、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、甲及び乙は、当該新規著作物の利用に関して、相手方及び相手方が利用の許諾をし、若しくは自己の持分を譲渡した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。）を一切行使しないことに同意する。

3 乙は、共同研究の遂行上必要な場合に限り、甲が所有する既存のデータベース、プログラム等の著作物を利用することができる。

第12条 甲及び乙は、本共同研究の成果物を除き、相手方から開示された資料、情報及び本契約に関連して知り得た相手方の技術上、経営上の一切の秘密を保持するよう万全の措置を講ずるものとし、事前に相手方の書面による同意を得た場合を除き、これを第三者に漏洩し又は開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。

(1) 相手方から開示される又は知り得る以前に既に所有していたもの

(2) 相手方から開示される又は知り得る以前に既に公知のもの

(3) 相手方から開示された又は知り得た後、自己の責に帰し得ない事由により公知となったもの

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知り得たもの

(5) 相手方から開示された又は知り得た情報等とは無関係に独自に開発したもの

2 甲及び乙は、前項の規定に基づき、開示された情報について、写真、複写、写しの作成などいかなる複製行為を行ってはならず、善良なる管理者としての注意義務の下にこれを管理しなければならない。

3 共同研究の過程で、甲に属する研究員又は乙に属する研究員との間で開示され、また甲に属する研究員又は乙に属する研究員が、独自に、若しくは共同で創作されたアイデア、コンセプト、アルゴリズム、プロトコル、ノウハウその他の技術情報で、特許権、実用新案権又は著作権の保護の対象とならないものについては、甲及び乙は、これをいかなる目的にも無償で使用することができる。

第13条 甲及び乙は、共同研究を通じて、相手方に開示又は提供したすべての情報及び共同研究から得られた成果について、その完全性、正確性及び有用性を保証するものではなく、また、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証するものではない。

2 甲及び乙は、共同研究を通じて開示若しくは提供した情報又は共同研究の成果を、相手方が使用した結果として被るいかなる損害についても、賠償する責任を負わないも

のとする。

第14条 甲及び乙は、甲並びに乙に属する他の研究員、研究補助員等を共同研究に従事させる場合、この契約の規定を遵守するために必要な措置を講じるものとする。

第15条 研究成果の公表の時期及び方法等については、甲及び乙が別に協議して定めるものとする。

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

第17条 この契約の解釈または運用に関して当事者間に紛争が生じた場合、甲を所在地とする福島地方裁判所会津若松支部を第一審の管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するものとして本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

〇〇〇〇年〇〇月 日

甲 福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合90  
公立大学法人会津大学  
理事長 宮崎 敏明 印

乙 (住所)  
(会社名)  
(代表者 職・氏名) 印

別紙（第2条関係）

区 分	氏 名	所属部局・職名
甲		
乙		

区 分	直接経費	間接経費	合 計
甲	0 円	0 円	0 円
乙	円	円	円
(計)	円	円	円